

## 酪農後継牛育成支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、酪農後継牛育成支援事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 物価高騰の影響によりコストが上昇している酪農後継牛の育成を支援することで、酪農経営の安定化を図るとともに、本市酪農業の農家戸数及び生産規模の維持を図ることを目的とする。

### (事業実施主体)

第3条 補助の対象となる事業実施主体は、次の各号のいずれにも該当する個人及び法人とする。

- (1) 市内に畜舎を有していること。
- (2) 現に酪農業を営んでおり、引き続き酪農業を継続する意思を有していること。なお、酪農業とは、乳用牛を飼養して生乳を生産し出荷又は販売する事業をいう。

### (補助対象事業)

第4条 搾乳の用に供することを目的として、生後24か月齢未満の乳用雌牛（以下「酪農後継牛」という。）を飼養し、育成する事業とする。

### (補助対象経費及び補助単価)

第5条 令和7年4月から令和8年3月までの期間に酪農後継牛の育成に要した費用のうち、令和4年度を基準とした上昇分を補助対象経費とする。

2 補助単価は、補助対象経費の2分の1相当額として、酪農後継牛1頭あたり17,520円とする。

### (交付額の決定)

第6条 令和8年3月31日時点の酪農後継牛の数に補助単価を乗じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

### (申請の期限)

第7条 補助金の交付申請の期限は、令和8年5月31日までとする。ただし、特別な事情があり市長が必要と認める場合は、申請期間を延長することができる。

### (その他)

第8条 事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱の定めによるものとする。

附 則

(施行期間等)

- 1 この要領は令和8年3月31日から施行する。
- 2 この要領は令和9年3月31日をもって廃止する。